［その他の政治団体］の部近未来研究会のうち7の次に次のように加える。

8　資産等の内訳

（敷金）

（株）平河荘　9,747,000　10.12.14

○総務省告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、近未来研究会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十四年総務省告示第五百二十四号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十三年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年二月二十四日

総務大臣　川端　達夫

［その他の政治団体］の部近未来研究会のうち7の次に次のように加える。

8　資産等の内訳

（敷金）

（株）平河荘　9,747,000　10.12.14

○総務省告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、近未来研究会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十五年総務省告示第五百五十四号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十四年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年二月二十四日

総務大臣　川端　達夫

［その他の政治団体］の部近未来研究会のうち7の次に次のように加える。

8　資産等の内訳

（敷金）

（株）平河荘　9,747,000　10.12.14

○総務省告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、近未来研究会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十六年総務省告示第七百号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十五年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年二月二十四日

総務大臣　川端　達夫

［その他の政治団体］の部近未来研究会のうち7の次に次のように加える。

8　資産等の内訳

（敷金）

（株）平河荘　9,747,000　10.12.14

○総務省告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、近未来研究会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千百三号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十六年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年二月二十四日

総務大臣　川端　達夫

［その他の政治団体］の部近未来研究会のうち7の次に次のように加える。

8　資産等の内訳

（敷金）

（株）平河荘　9,747,000　10.12.14

○総務省告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、近未来研究会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十八年総務省告示第四百九十号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十七年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年二月二十四日

総務大臣　川端　達夫

［その他の政治団体］の部近未来研究会のうち7の次に次のように加える。

8　資産等の内訳

（敷金）

（株）平河荘　9,747,000　10.12.14

○総務省告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、近未来研究会及び新都市構想懇話会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十九年総務省告示第五百二十一号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十八年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年二月二十四日

総務大臣　川端　達夫

［その他の政治団体］の部近未来研究会のうち7の次に次のように加える。

8　資産等の内訳

（敷金）

（株）平河荘　9,747,000　10.12.14

同部新都市構想懇話会のうち7中

「セミナー（平成18年12月5日開催）」を

「セミナー（平成18年12月5日開催）

（個人からの対価の支払）

宮川　和則　400,000　川崎市　」

「㈱ベアーエンタープライズ　400,000　品川区　」

に改め、を削る。

○総務省告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、近未来研究会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十年総務省告示第五百十号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十九年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年二月二十四日

総務大臣　川端　達夫

［その他の政治団体］の部近未来研究会のうち7の次に次のように加える。

8　資産等の内訳

（敷金）

（株）平河荘　9,747,000　10.12.14

○総務省告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体の収支に関する報告書について、近未来研究会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第四百五十八号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年二月二十四日

総務大臣　川端　達夫

［その他の政治団体］の部近未来研究会のうち7の次に次のように加える。

8　資産等の内訳

（敷金）

（株）平河荘　9,747,000　10.12.14

○総務省告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党鹿児島県参議院比例区第五十一支部、がんばれ円より子クラブ、日本金融経済研究フォーラム21、改革国民会議、近未来研究会、政治結社正氣塾宮崎県本部及び政治連盟日本柔整総研から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第四百二十七号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十一年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年二月二十四日

総務大臣　川端　達夫

［政党］の部自由民主党鹿児島県参議院比例区第五十一支部のうち2中

「支出総額　32,135,659」を

「支出総額　31,875,659」に改め、

同部自由民主党鹿児島県参議院比例区第五十一支部のうち4中

「政治活動費　26,404,936」を

「政治活動費　26,144,936」に、

「組織活動費　22,237,155」を

「組織活動費　21,977,155」に改める。

［資金管理団体］の部がんばれ円より子クラブのうち3中

「個人の党費・会費　1,337,000

（226人）

寄附　4,651,313

個人分　3,382,370」

を

「個人の党費・会費　1,337,000

（225人）

寄附　4,661,313

個人分　3,392,370」

に改め、

同部がんばれ円より子クラブのうち5中

「年間五万円以下のもの　2,452,370

」

を

「年間五万円以下のもの　2,462,370

」

に改め、